

多国籍企業課税と 海外子会社利潤

「領土内所得課税」方式への移行に
関する日米比較研究

諸富徹*

Toru Morotomi

京都大学大学院 経済学研究科 / 教授

経済のグローバル化と国際的な資本移動の増大にともなう、多国籍企業課税のあり方が国際的に重要な課題になりつつある。多国籍企業課税をめぐる論点は多岐にわたるが、OECDのBEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) 報告書でも取り上げられているように、多国籍企業の外国子会社 (Controlled Foreign Company: CFC) 利潤への課税のあり方が、重要な論点であることは疑いない。

それには以下の理由を挙げることができる。第1に、多国籍企業の真の所得を把握するには、その本国に所在する親会社の利潤だけでなく、外国子会社の利潤をそれに合算し、当該企業の全世界所得を算出することが必要である。第2に、こうした法人の全世界所得に課税する方式は、「全世界所得課税 (worldwide taxation)」方式と呼ばれている。しかし現実には日本を含め、多くの国々が外国子会社の利潤には事実上課税しない「領土内所得課税 (territorial taxation)」方式を採用している。アメリカは、全世界所得課税方式を採用する数少ない国々の1つとして位置づけられてきたが、トランプ政権はこれを転換し、全世界所得課税方式から領土内所得課税方式に移行させた (Tax Cuts and Jobs Act of 2017)。多国籍企業の外国子会社利潤への課税をめぐることは、これら2つの異なる考え方が存在し、そのどちらを採用するのか、多国籍企業課税における主要論点の1つとなってきた。第3に、外国子会社は、往々にして多国籍企業による租税回避の舞台ともなってきた。これを防ぐために、各国とも外国子会社利潤を

*京都大学大学院経済学研究科教授
(morotomi@econ.kyoto-u.ac.jp)
〒606-8501 京都市左京区吉田本町

1) アメリカでは会計基準上、証券等取引委員会に提出する財務諸表で、納税が繰り延べられた法人税額を記録しなければならない。なぜなら、海外子会社収益はいずれアメリカに還流することが想定されるため、それに対する法人税額は会計原則上、発生時点で計上しなければならないからである。しかし、その例外も規定されている。もし、海外子会社の留保利益を既に投資したか、あるいは、これから無期限の期間

親会社利潤に合算して課税する制度（「外国子会社合算税制」、もしくは「CFC税制」）を設けている。

経済がグローバル化し、多国籍企業の存在が高まるにつれ、上述の多国籍企業課税に関わる3つの論点についてどのような制度設計を行うかが、税制の効率性、公平性、そして財源調達力により大きな影響を与えることになる。この問題を考える上で、日米両国の比較研究を行うことは、きわめて有益である。両国とも世界第1位と第3位の経済大国で、世界経済に大きな影響力を持つと同時に、グローバル化の影響を受けて法人税改革の必要性に直面している。また、間接税依存度の高い欧州諸国の税制に比べ、直接税依存度が高い点で、両国税制は共通性をもっている。もともと、国と地方を合わせた実効法人税率は、かつて両国とも高かったが、日本が継続的に税率引き下げを行う一方、アメリカは1986年以降ほとんど税率を変更しなかったため、トランプ税制改革前の2017年の時点では、アメリカの国・地方を合わせた実効法人税率が38.91%とOECD諸国で最も高かったのに対し、日本は29.97%と開きが出てきていた。ところが、2018年1月1日から施行されるトランプ税制改革によって、連邦の法人税率は、一挙に35%から21%に引き下げられることになった。

本稿は、こうした共通性と相違をもつ両国が、どのように多国籍課税と取り組んできたのか、そして今後それをどのように改革していくのか、そして、それらがもたらす経済的帰結は何か、という論点をめぐって日米両国の比較研究を行い、望ましい多国籍企業のあり方を探求することを目的とする。以下ではまず、アメリカにおける多国籍企業の問題点から始めたい。

内に投資を予定する場合には、以上の限りではない。この例外規定のために、多国籍企業は海外子会社の収益を再投資する計画をもってさえいれば、それをアメリカに還流するまでの間、課税延期を認められ、法人税額の記録を延期することができる。この点については、Mock, R.P. and A. Simon (2008), "Permanently Reinvested Earnings: Priceless", *Tax Notes*, 121(7), pp.1-14を参照。

II アメリカにおける法人税と 多国籍企業課税

トランプ税制改革前のアメリカの多国籍企業課税は、以下の特徴をもっていた。その第1は、「全世界所得課税」の原則である。これは、経済学では「居住地原則」と呼ばれ、資本輸出中立的な課税原則として知られている。つまり、アメリカの多国籍企業が全世界のどこで投資しようと、その収益に対してアメリカ政府は連邦政府の法人税率35%を一律に適用する。したがって、アメリカの多国籍企業にとって、世界のどこで投資しようが税負担上の相違が投資決定に影響を与えることはなく、資本輸出に対して中立的となる。しかし現実には、海外で多国籍企業が生み出した収益は、すぐには課税されない。

ここで重要になるのが、第2の要素である「課税繰延」の規定である。課税繰延とは、多国籍企業の外国子会社が生み出した収益に対して、即時に課税せず、多国籍企業がそれを配当の形でアメリカに還流させるまで、課税を繰り延べる制度である。

アメリカの多国籍企業課税が立脚する「全世界所得課税」と「課税繰延」の2つのルールが、OECDで最高水準の法人税率と組み合わせられることで、次の問題が生じる。つまり、海外収益を配当の形で本国に戻すと、アメリカ法人税法の適用を受け、連邦法人税率35%で課税されるので、収益をそのまま海外に置いておくインセンティブが多国籍企業に働く。収益をずっとそのまま海外に留め置くことで、事実上、アメリカの法人税を免れることも可能になる¹⁾。このことによってももちろん、大きな減収が生じる²⁾。

2) クラウジングの推計によれば、多国籍企業のこうした利益移転によって、2008年時点で約900億ドル、アメリカの法人税収の約30%にあたる減収が生じているという。Clausing, K.A. (2011), "The Revenue Effects of Multinational Firm Income Shifting", *Tax Notes*, March 28, 2011, pp.1580-1586を参照。

この問題を解決する上で、2つの相異なる提案がなされ、熱心に議論されてきた³⁾。第1は、「課税繰延」を廃止し、多国籍企業の子会社が生み出した所得に即時に課税する方法である⁴⁾。第2は、これまで維持してきた「全世界所得課税」を放棄し、「領土内所得課税」に移行させることである。これは、多国籍企業の外国子会社から本国に還流される配当所得を、課税免除とすることによって達成される。経済学でいう「源泉地原則」への移行であり、その下で、「資本輸入中立性」が満たされることになる⁵⁾。トランプ政権が実現した法人税改革も、このカテゴリーに分類される。

これに加えて、デサイとハインズは、経済がグローバル化した現在では、資本の所有構成に影響を与えない中立的な税制が実現するときに、資源の最適な配分が実現すると主張し、「資本所有中立性」(Capital Ownership Neutrality: CON)と「国家所有中立性」(National Ownership Neutrality: NON)という新しい課税原則を提唱している⁶⁾。彼らの議論によれば、CONを満たしつつNONを満たす課税システムとして、「領土内所得課税」が正当化されることになる。多国籍企業の外国子会社からの配当を課税免除することで、アメリカの多国籍企業の海外投資を促すこと

が、外国子会社によるアメリカ国内投資を促すことになるからである。

III 「領土内所得課税」への移行がもたらす経済効果の日米比較

3.1. 2004年の「アメリカ雇用創出法」とその経済効果⁷⁾

アメリカの「領土内所得課税」をめぐる議論で、頻繁に言及されてきたのが、日本が2009年にイギリスとともに「全世界所得課税」から、部分的に「領土内所得課税」に移行したという事実である。両国とも、外国子会社からの配当課税を免除する規定を導入した(日本は配当所得の95%、イギリスは同100%)。日本の税制改革は、すでに実施から10年近くが経過しており、配当課税免除の経済的効果について一定の知見を得ることは可能である。また、アメリカも実は、「領土内所得課税」への移行について、経験をもっている。2004年に導入された、外国子会社からの配当所得課税を一時的に免除する規定の導入である。

これら日米両国の配当所得免除の経験は、「配当課税免除が外国からの配当還流の増加を促し、それが国内の投資と雇用を増やす」との論拠が妥

3) 米国議会の両院租税合同委員会は、「領土内所得課税」に移行するケースと「課税繰延」を廃止するケース(“full inclusion”)の両ケースに関して、詳細な制度設計とそれらの採用がもたらす影響について検討を行っている。Joint Committee on Taxation (2008), *Economic Efficiency and Structural Analysis of Alternative U.S. Tax Policies for Foreign Direct Investment*, JCX-55-08を参照。また、アメリカの多国籍企業課税をめぐる、「全世界所得課税」と「領土内所得課税」を含む様々な選択肢と改革提案を包括的に展望した文献として、Gravelle, J.G. (2012), “Moving to Territorial Income Tax: Options and Challenges”, *CRS Report for Congress*, R42624; Gravelle, J.G. (2015), “Reform of U.S. International Taxation: Alternatives”, *CRS Report for Congress*, R34115を参照。

4) こうした観点から法人税の問題点を指摘し、改革の方向性を議論しているのが、フレミング、ペローニ、そしてシェイらによる一連の論稿である。例えば、Peroni, R.J., J.C. Fleming, Jr. and S.E. Shay (1999), “Getting Serious about Curtailing Deferral of U.S. Income Tax on Foreign Source Income”, *SMU Law Review*, Vol. 52, pp.455-529; Fleming, J.C. Jr., Peroni, R.J. and S.E. Shay (2001), “Fairness in International Taxation: The Ability-to-Pay Case for Taxing Worldwide Income”, *Florida Tax Review*, 3 (4), pp.299-354; Fleming, J.C. Jr., Peroni, R.J. and S.E. Shay (2009), “Worse than Exemption”, *Emory Law Journal*, Vol. 59, pp.299-354を参照。

5) PricewaterhouseCoopers (2013)によれば、2012年現在、OECD加盟34か国のうち、日本を含む28か国(82%)で「領土内所得課税」が実施されており、外国子会社からの配当収益に対して95~100%の課税免除が適用されていた。「全世界所得課税」から「領土内所得課税」へ移行する国は年々

当性を持つかどうかを、実証的に検証する一種の「政策実験」としての役割を果たしうるといえる。というのは、これらが、アメリカで議論されている「領土内所得課税」への移行が実際にどのように機能するのか、そして、それらが実際に政策目標を達成しうりのかを検証する材料を提供してくれるからである。

2004年のアメリカ雇用創出法 (the American Jobs Creation Act) は、アメリカ企業が外国子会社の収益を配当の形でアメリカに戻せば、その利益のうち85%を課税ベースから控除できると規定した。したがって、35%の法人税率に直面している企業にとって、この規定の下で還流収益に適用される実効税率は、1年間に限って、わずか5.25%になった。ただし、この規定の適用を受けるには、企業が財務諸表とともに、還流収益に関する国内投資計画 (Domestic Reinvestment Plan: DRP) を作成し、提出しなければならなかった。

法によって認められている投資形態は、新規雇用、従業員の教育訓練、被用者(役員を除く)の給与や手当の増額、研究開発投資、アメリカ国内のインフラ投資、無形資産、その他の資本投資などであった。逆に、法によって認められない投資としては、執行役員への支払い、企業間取引、株主配当、自社株買い、証券ポートフォリオ投資などが挙げられ

る。この法律が、還流配当の用途まで定めているのは、この法の目的が単に配当還流を促すだけでなく、それをアメリカ国内における投資と雇用の促進に役立てることを目的としているからである。

この税制改正により、海外からアメリカに還流される配当額は一挙に跳ね上がった。商務省経済分析局(Bureau of Economic Analysis)のデータによれば、2004年には816億ドルだった還流配当額が、翌2005年には2,987億ドルと、3.7倍にも大きく増加した⁸⁾。この点では、還流配当への非課税制度の導入は、大きな成功を収めたようにみえる。しかし問題は、それがアメリカ国内の投資と雇用の増加にどれほどつながったかである。

米国上院常設調査委員会は、この点に関する実証研究の知見を統合し、さらにアメリカに資金還流を行ったトップ15企業を含む20企業に対して独自に調査を行い、次の結論を引き出した⁹⁾。

(1) 雇用は、増加するよりも減少した。(2) 研究開発が促進された証拠は見当たらない。(3) 資金還流後、自社株買いが増加した。(4) 資金還流後、役員報酬が増大した。(5) 多国籍企業のうち、限られた範囲のセクターのみがメリットを享受した。(6) たいていの還流資金はタックスヘイブンからであった。(7) 海外に留め置かれる資金は、2004

増加しており、「領土内所得課税」を採用している国数は、2000年の14か国から2012年の28か国へと倍増している。アメリカは、チリ、アイルランド、イスラエル、韓国、メキシコと並ぶ「全世界所得課税」採用6か国のうち1つであったが、トランプ税制改革によって、新たに「領土内所得課税」採用国へと移行した。

6) Desai, M.A. and J.R. Hines, Jr. (2003), "Evaluating International Tax Reform", *National Tax Journal*, 56(3), pp. 487-502; Desai, M.A. and J.R. Hines, Jr. (2004), "Old Rules and New Realities: Corporate Tax Policy in a Global Setting", *National Tax Journal*, 57 (4), pp. 937-960を参照。

7) 還流配当への減税政策がもたらした経済効果に関する展望論文として、Marple, D.J. and J.G. Gravelle (2011), "Tax Cuts on Repatriation Earnings as Economic Stimulus: An Economic Analysis", *CRS Report for Congress*, 7-5700を参照。

8) 内国歳入庁 (IRS) の調査によれば、2004年に海外子会社を保有する約9,700企業のうち、843企業がこの制度を活用した。これらの企業は合計で3,620億ドルを還流したが、そのうち控除の資格ありと認められた還流額は3,120億ドル、さらに、実際に控除対象額となったのは2,650億ドルだったという。申請課税年度でみれば、全体の86%の企業が2005年の課税年度に申請し、2004年度が7.7%、2006年度が6.8%だったという (Redmiles, M. (2008), "The One-Time Received Dividend Deduction", *Statistics of Income Bulletin (Internal Revenue Service)*, Spring 2008, pp. 102-114)。

9) United States Senate, Permanent Subcommittee on Investigations (2011), *Repatriating Offshore Funds: 2004 Tax Windfall for Select Multinationals*, Majority Staff Reportを参照。

年の資金還流の後、むしろ増加した。(8) 2011年段階で、2兆ドルの資金がアメリカの多国籍企業によって海外に留め置かれている。

以上の結果、委員会は2004年のタックスホリデーを、10年間にわたって33億ドルの税収ロスが発生したにもかかわらず¹⁰⁾、それに対応する経済効果を生み出せなかった「失敗した租税政策」と結論づけ、第2のタックスホリデー導入に反対の立場を表明した。

2004年のタックスホリデーの経済効果については、肯定的な評価もあるが¹¹⁾、これまでの最良の知見によるもっとも妥当な評価は、上記上院調査委員会の報告書に集約されている。つまり配当益課税免除は、たしかに海外に留め置かれていた資金を一時的に還流させることに効果をもった。しかし、それは必ずしも永続的な効果をもたず、しかも、アメリカ国内での投資や雇用に結びつかなかった。少なくとも、政策実験としての2004年のタックスホリデーは、「領土内所得課税」への移行を支持する論者が期待する経済効果を実現しなかったと結論づけられる。

3.2. 日本の2009年「領土内所得課税」への移行とその経済的効果～日米比較

アメリカが、還流配当に対して一時的な減税を導入し、その後ふたたび「全世界所得課税」に戻ったのに対し、日本は、それを恒久的な措置として

2009年に導入した(「外国子会社配当益金不算入制度」)¹²⁾。これにより、外国子会社の利益を配当として日本に還流する場合、その95%が課税免除されることになった。この制度が対象とする外国子会社は、内国法人の外国法人に対する持株比率が25%以上であり、内国法人がその株式を6か月以上保有している会社であることが条件となる。

2009年の還流配当課税免除の導入は、果たして外国子会社からの配当還流を増やすことにつながったのだろうか。この点では、田近・布袋・柴田(2014)と長谷川・清田(2015)が、データに基づく実証研究を行っている。まず、田近・布袋・柴田(2014)は、制度改正直後の2009年の効果を検証している。その結果、第1に免除制度の導入により、増配企業の割合が増えたことを示している¹³⁾。第2に、設備投資に関する資金重要の高い企業と低い企業に分けて分析を行い、資金需要の高い企業については、税制改正により増配企業の割合が増えたが、資金需要の低い企業については、増配企業の割合にほとんど影響がなかったことを見出した。

著者らは、「配当還流税」の下で海外からの配当還流が抑えられていたが、2009年度税制改正でそれが取り除かれたことで、資金需要の高い企業の外国子会社からの配当送金が増加し、彼らがその利益を有効に使えるようになった、と結論

10) 「33億ドルの減収」という数値は、両院合同租税委員会による推計に基づく。この推計は、2005年に28億ドルの税収がもたらされるものの、2005年から2014年の10年間にわたって33億ドルの減収がもたらされると推計している。Joint Committee on Taxation (2004), *Estimated Budget Effects of the Conference Agreement for H.R. 4520, "American Jobs Creation Act of 2004", Fiscal Years 2005-2014*, JCX 69-04を参照。ただし、この推計をめぐっては批判(Shapiro, R.J. and A. Mathur (2011), *The Revenue Implications of Temporary Tax Relief for Repatriation Foreign Earnings: An Analysis of the Joint Tax Committee's Revenue Estimates*)と擁護(Kleinbard, E. and P. Driessen

(2008). "A Revenue Estimate Case Study: The Repatriation Holiday Revisited." *Tax Notes*, 120 (12), September 22, 2008, pp.1191-1202)がある。

11) Sinai, A. (2008), *Macroeconomic Effects of Reducing the Effective Tax Rate on Repatriated Foreign Subsidiary Earnings in a Credit- and Liquidity-Constrained Environment*, Study performed by Decision Economics.

12) 日本の制度改正についての詳細とその評価については、Masui, Y. (2010), supra note 1を参照。他に、Altshuler, R., Shay, S. and E. Toder (2015), supra note 1, pp. 24-27; Carr, J., Hoerner, J. and A. Martinez (2009), "New

づけている。また、資金需要の低い企業の場合は、改正によって配当送金が増加していないので、これは、外国子会社の利益が有効に使用されていることを示唆している、と指摘している。

これに対して長谷川・清田(2015)もまた、制度導入直後の2009年～2011年の3年間について、免除制度の導入が、配当還流を促したと結論づけている¹⁴⁾。分析の結果、前年度の内部留保残高が十分に大きい子会社は、税制改正に他の子会社よりも強く反応し、配当送金(売上高比)を増加させたという。

他方でこの論文は、低課税国に立地している子会社ほど、税制改正に強く反応して配当を増やすかどうかを検証したが、それを支持する結果は得られなかったとしている。つまり、還流配当への免税導入のために租税回避が増えたかどうかをチェックしたが、そうした日本企業の行動は、データからは検出されなかったことになる。著者らは、日本企業の租税回避行動がそれほど活発ではないのかもしれないし、あるいは、2010年におけるタックスヘイブン対策税制の改正が、企業行動に影響を与えているのかもしれない、と解釈している。

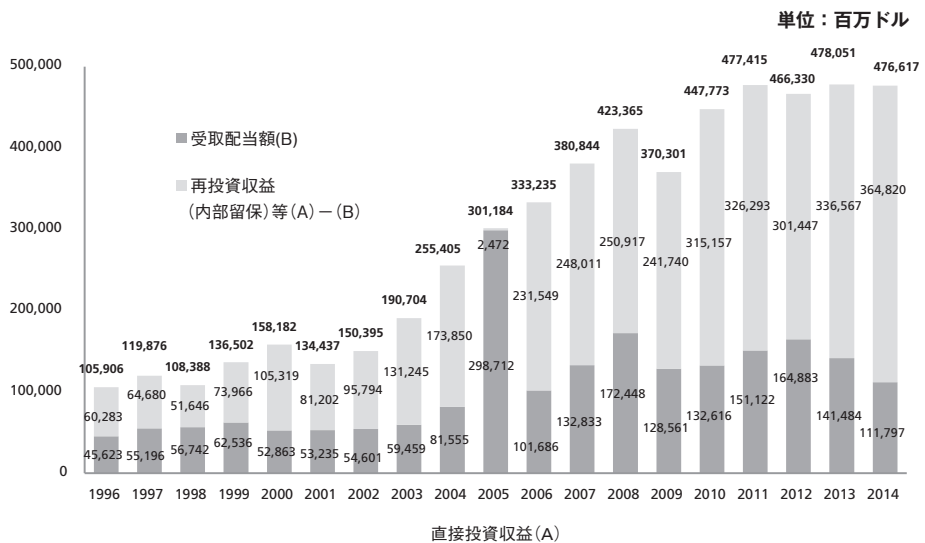


図1 アメリカの直接投資収益の推移(1996年～2014年)とその内訳

Foreign Dividend Exemption Systems in Japan and U.K.: Tax Considerations for Distributions from U.S. Subsidiaries”, *The Management International Journal*, 38 (6), pp.319-331; Beran, R.D., Hartnett, D., Collins, A. and J. Stuart-Smith (2010), “Session 2: Lessons in Reform-Discussion of Recent Tax Reform in Other Countries”, *Taxes - The Tax Magazine*, 88 (6), pp. 33-148を参照。邦語文献では、井田知也(2011),「我が国の海外進出企業の配当政策と益金不算入制度」『大分大学経済論集』63(3), pp.67-89、および、渡辺徹也(2012),「外国子会社配当益金不算入制度の意義と効果 - 資金還流税制といえるか -」『租税法研究』第40号, 85-112頁を参照。

13) 田近栄治・布袋正樹・柴田啓子(2014),「税制と外国子会社の利益送金 - 本社資金需要からみた『2009年度改正』の分析 -」『経済分析』第188号, pp.68-92を参照。

14) 長谷川誠・清田耕造(2015),「国外所得免除方式の導入が海外現地法人の配当送金に与えた影響: 2009-2011年の政策効果の分析」RIETIディスカッション・ペーパー・シリーズ: 15-J-008を参照。

これらの研究結果から、2009年における日本の「領土内所得課税」への移行は、少なくとも制度導入直後に関する限り、外国子会社からの配当還流を増やすことに成功したといえそうである。この点では、日米両国とも同じ結果をもたらしたといえる。しかし、両国の制度改革の最大の違いは、アメリカの政策が一時的なものであったのに対し、日本の場合は恒久的な制度導入だったという点にある。この違いは、配当還流に対して異なった効果をもたらすだろうか。残念ながら、上述の田近・布袋・柴田(2014)と長谷川・清田(2015)の分析は、それぞれ、2009年と2009～2011年の効果分析に期間が限定されており、それ以降については情報がない。そこで、日本とアメリカそれぞれについて、

直接投資収益の時系列的な推移を確かめてみることにしよう。アメリカのデータは米国商務省経済分析局の国際収支統計、日本に関するデータは日本銀行の「国際収支統計」に基づいている。

さて、図1は、アメリカの直接投資収益の推移(1996年-2014年)を示している。この収益は、「再投資収益」として現地で再投資されるか、あるいは「受取配当額」としてアメリカに配当還流されるかのどちらかである。図1から一見して分かるのは、タックスホリデーが導入された翌年であり、約9割の企業が課税免除の申請を行った2005年に、還流配当額の劇的な上昇がみられたという事実である。

表1 アメリカの直接投資収益の推移(1996年-2014年)とその内訳

(単位:百万ドル)

年度	直接投資収益(A)	受取配当額(B)	再投資収益 (内部留保)等(A)-(B)	比率(受取配当金/ 直接投資収益%)
1996	105,906	45,623	60,283	43.1%
1997	119,876	55,196	64,680	46.0%
1998	108,388	56,742	51,646	52.4%
1999	136,502	62,536	73,966	45.8%
2000	158,182	52,863	105,319	33.4%
2001	134,437	53,235	81,202	39.6%
2002	150,395	54,601	95,794	36.3%
2003	190,704	59,459	131,245	31.2%
2004	255,405	81,555	173,850	31.9%
2005	301,184	298,712	2,472	99.2%
2006	333,235	101,686	231,549	30.5%
2007	380,844	132,833	248,011	34.9%
2008	423,365	172,448	250,917	40.7%
2009	370,301	128,561	241,740	34.7%
2010	447,773	132,616	315,157	29.6%
2011	477,415	151,122	326,293	31.7%
2012	466,330	164,883	301,447	35.4%
2013	478,051	141,484	336,567	29.6%
2014	476,617	111,797	364,820	23.5%

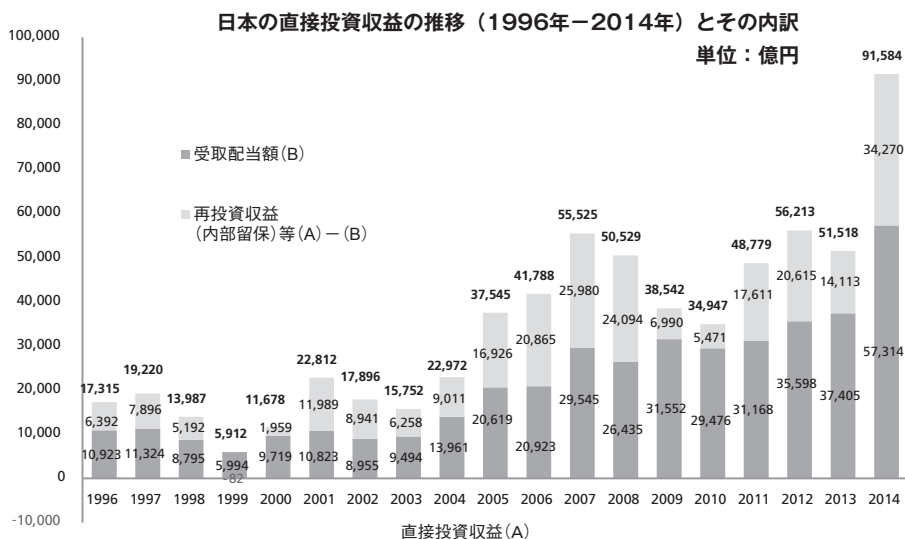


図2 日本の直接投資収益の推移（1996年－2014年）とその内訳

表1に示されているように、各年の直接投資収益に占める還流配当額の占める比率 $(B)/(A)$ をとると、2005年には、その比率が顕著に上昇して99.2%にも達した後、翌年には30.5%に下落、以後は、20～30%と2004年以前と同じか、それよりも低い水準を維持していることが分かる。これは、タックスホリデーの効果が、2005年に限定して顕著に発揮され、その後は持続的な効果をもたらさなかったことを示している。この結果は、第4.2節でみた、2004年の「アメリカ雇用創出法」の経済効果に関する研究結果とも一致する。

これに対して図2は、日本の直接投資収益の推移(1996年-2014年)を示している。還流配当への課税免除が導入された初年度の2009年には、たしかに前年の2008年よりも受取配当額が増えて

いるが、アメリカほど劇的な動きではない。これは、2008年の世界金融危機のために、直接投資収益が2009年～2010年にかけて減少してしまったからである。結果的に、政策変更の効果が分かりにくくなってしまっている。そこで直接投資収益の金額そのものではなく、表2の $(B)/(A)$ 比でみると、たしかに2009年と2010年に関しては、比率が80%を超えて顕著に上昇しており、還流配当への課税免除の効果が現われている。2011年以降はこの比率が下がり、60%～70%になっている。

以上のデータから、次のように結論づけられるであろう。日米両国とも、還流配当への課税免除制度の導入によって、その直後の時期に関しては大幅に配当還流を増やすことに成功した。しかし、アメリカについては、制度が一時的なものであった

表2 日本の直接投資収益の推移(1996年-2014年)とその内訳

(単位:億円)

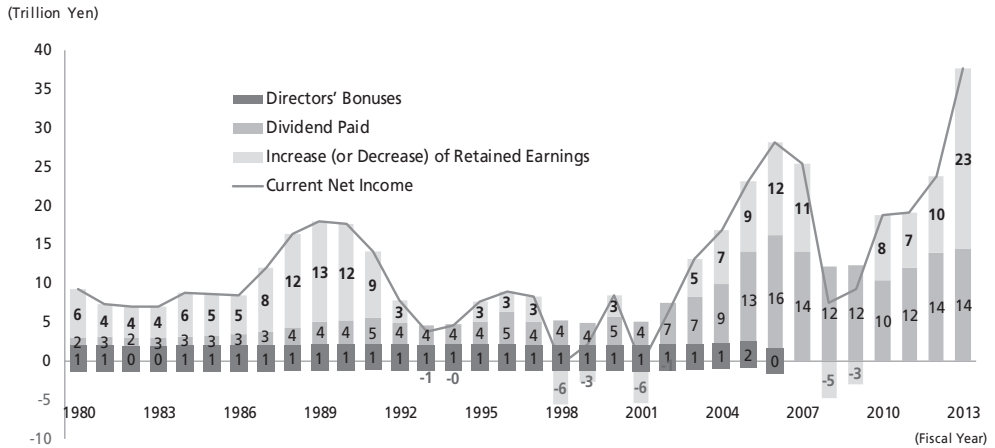
年度	直接投資収益(A)	受取配当額(B)	再投資収益 (内部留保)等(A)-(B)	比率(受取配当金/ 直接投資収益%)
1996	17,315	10,923	6,392	63.1%
1997	19,220	11,324	7,896	58.9%
1998	13,987	8,795	5,192	62.9%
1999	5,912	5,994	-82	101.4%
2000	11,678	9,719	1,959	83.2%
2001	22,812	10,823	11,989	47.4%
2002	17,896	8,955	8,941	50.0%
2003	15,752	9,494	6,258	60.3%
2004	22,972	13,961	9,011	60.8%
2005	37,545	20,619	16,926	54.9%
2006	41,788	20,923	20,865	50.1%
2007	55,525	29,545	25,980	53.2%
2008	50,529	26,435	24,094	52.3%
2009	38,542	31,552	6,990	81.9%
2010	34,947	29,476	5,471	84.3%
2011	48,779	31,168	17,611	63.9%
2012	56,213	35,598	20,615	63.3%
2013	51,518	37,405	14,113	72.6%
2014	91,584	57,314	34,270	62.6%

ことにより、効果は永続的なものではなかった。日本の場合も、2009年、2010年のような高水準の配当還流は長続きしなかった。ただ日本の場合、2011年～2014年の(B)/(A)比は平均で65.6%となっており、2001年～2008年の(B)/(A)比の平均値53.6%を10%ポイント以上、上回っている。これは、日本の制度変更が恒久的なものであることによる、持続的な効果といえるかもしれない。もっとも、本当にそういえるかどうかは、別途、定量的な統計分析を必要とする。

次に、日本の配当還流課税免除制度は、日本国内の投資を増加させることに寄与したのであろうか。図3は、各期の純利益の大きさと、それが何の目的に用いられたかを示している。日本企業は

伝統的に配当支払性向が低く、1980年代までは微々たる配当しか支払ってこなかったが、近年は配当支払額が絶対的にも、相対的にも、非常に大きな比重を占めるようになってきている。2000年代には、2008年の世界金融危機で純利益が大きく落ち込み、配当支払水準を維持したために、内部留保(フロー)がマイナスの値を記録した。しかし、その後の回復過程で配当支払の水準が一定のまま、内部留保が毎年、非常な勢いで伸びている点に大きな特徴がみられる。この資金が、投資に投じられるのであれば問題はないが、現在の日本企業の問題は、有望な投資先を見出すことができず、内部留保の蓄積(ストック)が増え続けている点にある。

Change of Current Net Income, Dividend Paid and Increase (or Decrease) of Retained Earnings(1980-2013)



Source: Ministry of Finance, Financial Statements Statistics of Corporations by Industry

図3 日本企業の当期純利益、配当金および内部留保(フロー)の推移(1980~2013年度)

日本企業による設備投資は2008年の世界金融危機後、設備投資は大きく落ち込み、その後回復したものの、1990年代や2000年代の水準に達していない。2009年の還流配当への課税免除は、企業の手元資金を増やしたが、それは内部留保の増加につながり、設備投資を増やすことにはつながっていない。実際、日本企業の設備投資水準は、企業のキャッシュフローや減価償却の水準を下回っている。これは、投資が主として設備更新を理由とするものと推測される。こうした環境下では、外国子会社からの配当還流額を増やしても、国内投資を増やすのは難しいであろう。

以上の日米比較分析から、結論として次のことがいえる。「全世界所得課税」から「領土内所得課税」への移行は、次の2つの理由から正当化されてきた。第1に、多国籍企業の税負担軽減を通じて、

源泉地国での彼らの競争力を高める。第2に、それによって海外収益が還流し、国内で投資と雇用を増やす。本節での検討結果から、配当課税免除は、たしかに配当還流を日米両国で、少なくとも制度導入直後には高める効果をもった。特に日本のケースでは、制度が恒久的であるために、配当還流の増加に関して、その後も持続的な効果をもたらしている可能性もある。しかし、第2の論拠である国内経済への貢献という観点では、日米両国において、配当還流が積極的な効果をもたらした証拠は見いだせなかった。したがって、配当還流への課税免除は、多国籍企業の税負担軽減を通じて彼らの私的利益の増進にはつながるかもしれないが、国内経済への積極的な寄与という点では正当化しえない、というのが本稿の結論である。

仮に、第1の論拠に基づいて「領土内所得課税」への移行が正当化されるとしても、それが引き起こしうる租税回避に対して、制度変更と同時に対策を強化しなければならない。なぜなら、単純な制度移行は減収を生み出し、国内経済の活性化なしに、多国籍企業への「棚からぼたもち利益」をもたらすだけに終わるとというのが、アメリカの2004年タックスホリデーによる教訓だったからである。日本はこの点で、「領土内所得課税」への移行が引き起こしうる租税回避を未然に防止すべく、2010年に「外国子会社合算税制」の改革に踏み切った。次節で、より詳しくこの点を見ることにしたい。

3.3. 日本の「外国子会社合算税制」改革と課税ベース浸食の防止

3.3.1. 「原則に基づいた配当免除制度」とは何か

アヴィ・ヨナ(2015)は、国際課税制度が立脚する2つの課税原則として、「応益原則」と「単一課税原則(Single Tax Principle)」を掲げている¹⁵⁾。「単一課税原則」とは、国境を超える所得について、「二重課税」とともに、「二重非課税」が排除されねばならないことを要請する。国際課税では、上記の第1原則である「応益原則」に基づいて、能動的所得への課税権は主として源泉地国に割り当てられ、受動的所得に対する課税権は居住地国に割り当てられている。しかし、もし源泉地国が能動的所得に対して課税しないか、きわめて低い課税しか行わない場合、「単一課税原則」は、居住地国がそれに対して補完的な課税を行うべきだと

いうことを意味する。もしそうしなければ、「二重非課税」が発生してしまうからである。いま、OECDのBEPSプロジェクトでいかにして国境を超える所得に対する「二重非課税」を排除するかが決定的に重要なテーマとなっているように、「単一課税原則」はいまや、国際課税制度におけるもっとも基礎的な課税原則として位置づけられる必要がある¹⁶⁾。

ある国が「全世界所得課税」に立脚しようとして、「領土内所得課税」に立脚しようとして、その国の国際課税のあり方は、「単一課税原則」に則している必要がある。その意味で、「領土内所得課税」への移行の際には、二重非課税が発生しないように、適切な方策を同時にとる必要がある。こうした適切な方策がとられた「領土内所得課税」のことを、フレミング、ペローニ、そしてシェイ(2012)は、「原則に基づいた配当免除制度(principled dividend exemption system)」と呼んでいる¹⁷⁾。彼らが制度設計上の原則とし、もっとも重視しているのは、「被課税対象要件(subject-to-tax requirement)」である。これは、配当所得を免除するためには、その所得が、源泉地国で適切な課税を受けていることを要件とするものである。逆に言えば、もし源泉地国でその所得が適切な課税を受けていなければ、アメリカはその所得に対して課税免除を適用すべきではない、ということになる。これはまさに、上述の「単一課税原則」の考え方も軌を一にしている。

その下で、一定水準未満の法人税率しか適用しない国・地域の場合には、「適切な課税」が行われていないとみなす、「基準税率(benchmark)」を設ける必要がある。基準税率未満の源泉地国

15) Avi-Yonah, R.S. (2015), *International Tax Law*, Edward Elgar, “Chapter 1, Introduction: the International Tax Regime”を参照。

16) 「単一課税原則」の歴史的起源、およびアメリカの国際課税ルールでそれがどのように反映されてきたかについては、Avi-Yonah, R.S. (2014/2015), “Who Invented the Single Tax Principle?: An Essay On the History of U.S. Treaty Policy”, *New York Law School Law Review*, Vol. 59, pp. 309-319を参照。

17) 彼らは、課税繰延を廃止した「全世界所得課税」がベストだと考えているが、仮にアメリカで「領土内所得課税」への移行が不可避となる場合、どのような原則に基づいて望ましい制度設計がなされるべきかについて、詳細な検討を行っている。Fleming, J.C. Jr., Peroni, R.J. and S.E. Shay (2012), “Designing a U.S. Exemption System for Foreign Income When the Treasury is Empty”, *Florida Tax Review*, 13(8), pp 397-460を参照。

に立地する外国子会社の場合、その留保所得は「不適格所得(disqualified income)」と認定され、課税免除の対象とすべきではない。これに対して、基準税率以上の源泉地国に立地する外国子会社であれば、その留保所得は「適格所得(qualified income)」とみなされ、それをアメリカに還流させた場合に、課税免除の対象とする。こうした制度を運用するためには、「領土内所得課税」への移行後も、タックスヘイブン対策税制(アメリカでは内国歳入法「サブパートF」、日本では「外国子会社合算税制」)を維持し、「不適格所得」をタックスヘイブン税制の対象所得として取り込み、課税する必要がある。

次に、外国子会社が受け取る受動的所得はどのように取り扱うべきであろうか。フレミング、ペローニ、そしてシェイ(2012)は、受動的所得については一切、免除の対象とすべきではないと結論づける。もし、外国子会社の受け取る受動的所得が課税免除となれば、多国籍企業は、低課税国やタックスヘイブンに立地する外国子会社に受動的所得を集中させ、そこからアメリカに無税で配当を還流させる強いインセンティブが働き、巨大なループホールが生まれるからである。したがって彼らは、課税免除の対象とするのは、能動的な事業所得のみに限り、受動的所得については引き続きタックスヘイブン対策税制の対象所得に含め、課税を継続すべきだと結論づける。

最後に、アメリカ本社が外国子会社から受け取る配当以外の所得、例えば特許使用料、利子、サービス料、キャピタルゲインなどの所得について

は、どのような取り扱いをすべきだろうか。これについても彼らは、課税免除の対象とすべきではないと結論づけている。その理由は、これらは受動的所得であり、租税条約上、ほぼすべてのケースにおいて居住地国側に課税権が設定されているために、源泉地国では、ほとんど課税されないからである。したがってこれらの所得は上述の「非適格所得」に分類されるため、免除対象とはすべきでない、という結論になる。

3.3.2. 日本の「外国子会社合算税制」とその2010年における受動的所得の取り込み

前節で検討したように、仮に「領土内所得課税」に移行するとしても、租税回避を防止するには、「原則に基づく配当免除制度」を維持すべきであろう。そして、そのために決定的に重要になるのがタックスヘイブン対策税制(「外国子会社合算税制」)である。こうした観点から、日本の2009年の「領土内所得課税」への移行と、2010年の「外国子会社合算税制」改革は、どのように評価できるのであろうか。この点を議論するために、まずは日本の「外国子会社合算税制」の概要を確認しておく必要がある¹⁸⁾。

日本は、1978年に「外国子会社合算税制」(以下、「合算税制」と略す)を導入し、低課税国やタックスヘイブンに設立した外国子会社を通じた、多国籍企業による租税回避の規制を行ってきた。この合算税制は、2017年に大きく改正されたが、本稿では以下、改正前の合算税制を前提として議論を進める。

¹⁸⁾ 「外国子会社合算税制」のより詳細な内容と、改革の本身については、Masui(2010), supra note 1, pp. 244-247、および、増井良啓・宮崎裕子『国際租税法[第3版]』東京大学出版会、2015年、175-180頁を参照。なお、現行の「外国子会社合算税制」は平成29年度与党税制改正大綱において、大きな改革を行うことが決定され、2018年度から実施されることになった。この改革を一言で特徴づければ、これまでの「法人アプローチ」から、「法人アプローチ」と「取引アプローチ」の混合体への移行ということになる。新しいスキームの下

では、外国子会社の租税負担率が20%未満であっても、その能動的所得は課税対象から外され、受動的所得のみが課税される。この点は、「取引アプローチ」への転換である。他方、租税負担率が20%以上の場合は、本税制の適用そのものを免除する。この点は現行の「法人アプローチ」の継承である。ただし、受動的所得しか得ていない実態のないペーパー・カンパニーは、租税負担率が30%未満の場合に、所得の全額を課税対象所得に合算する。

まず、この制度が適用されるには、次の条件を満たす必要がある。

- (1) その外国子会社が、日本の居住者もしくは法人によって、直接的もしくは間接的に50%超保有されている。
- (2) その外国子会社が、法人税が20%未満の国・地域に立地している¹⁹⁾。

合算税制の納税者となるのは、以上の条件を満たす外国子会社の株式を10%以上保有している株主である。この条件を満たす納税者の場合、外国子会社の留保所得を、その納税者の所得に持ち株比率に応じて合算し、課税することになる。「サブパートF」において「取引アプローチ」を採用しているアメリカと異なり、日本は、「法人アプローチ」を採用しているため、その外国子会社の所得を分類して課税することはしない。上述の条件を満たす外国子会社の留保所得であれば、それが、能動的所得（生産活動によって生み出された所得）であれ、受動的所得（利息、配当、特許使用料など）であれ、すべて合算して課税されることになる。

ただし、この制度には例外条件がある。外国子会社が4つの適用除外基準すべてを満たす場合には、それが独立企業としての実体を備え、かつ、その国・地域での操業に十分な合理性があると判断されるため、合算制度の適用を除外される²⁰⁾。

2009年の配当免除制度の導入によって、低課税国やタックスヘイブンに立地する外国子会社に

所得を集中させ、そこから日本に非課税で配当還流することで租税を回避するインセティブが多国籍企業に働くことになった。こうした租税回避は当然のことながら予想されたが、当時の日本の合算税制は欠陥をもっており、それを防ぐには十分ではなかった²¹⁾。なぜなら、日本の合算税制は、「法人アプローチ」をとっているために、その外国子会社が適用基準を満たすか否かで、合算税制適用の可否が決まる。これは、一種の「オール・オア・ナッシング」アプローチである。外国子会社が適用除外条件を1つでも満たさなければ、能動的所得だけでなく、租税回避とは関係のない正当な受動的所得もすべて課税対象となる。逆に、その外国子会社が適用条件をすべて満たしていれば、仮に租税回避を目的とした受動所得であっても課税できない。合算税制が適用されない場合、その外国子会社が受け取る受動的所得は課税されず、子会社を経由して日本に容易に非課税で還流させることができる。

そこで、合算税制に新たに「資産性所得（受動的所得）」の κατηγοリーを設け²²⁾、税率20%未満の低課税国に立地する外国子会社がそれを受け取った場合には、合算税制の対象所得に取り込むことになったのである。アメリカの「取引アプローチ」と異なって、日本の「法人アプローチ」では、これまで所得を分類して課税する必要がなかったが、租税回避防止のために初めて、「受動的所得（資産性所得）」の概念を創設したのである²³⁾。なお、低課税国に立地する外国子会社が、合算税制の

19) これは、フレミング、ペロニ、そしてシェイ(2012)の「基準税率」に相当する。2014年までは「20%以下」だったが、イギリスが法人税率を2015年から20%に引き下げたため、イギリスに立地する日本企業の外国子会社所得が「不適格所得」となるのを回避するため、「20%未満」への変更が行われた。

20) 4つの適用基準とは、次のとおりである。

- (1) 事業基準：主な事業が株式等または債券の保有、工業所有権等または著作権の提供、船舶または航空機の貸付けなどの事業ではないこと。
- (2) 実体基準：(対象子会社の)本店所在地国に、主な事業

を行うために必要な事務所、店舗、工場などの固定施設を有していること。

- (3) 管理支配基準：特定外国子会社等がその本店所在地国で事業の管理、支配、運営を自ら行っていること。
- (4) 非関連者基準または所在地国基準
 - a) 非関連者基準：(卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業または航空運送業の7業種の場合)取引の50%超を非関連者で行っていること。
 - b) (上記7業種以外の業種の場合)所在地国基準：主に本店所在地国で事業を行っていること。

適用除外条件を満たしているにもかかわらず、受動的所得を受け取っている場合、後者の要件が前者の要件に優越し、受動所得への課税が実行される点に留意する必要がある。

こうした日本の制度設計は、フレミング、ペローニ、そしてシェイ(2012)の「原則に基づいた配当免除制度」にほぼ沿った制度設計となっている。第1に、日本の「領土内所得課税」への移行は、外国子会社の能動的な事業所得から得られた配当所得への課税免除に限られている。特許使用料、利子、サービス料、キャピタルゲインなどの所得については、免除制度の対象となっていない。第2に、外国子会社が受け取る受動的所得については、合算税制改革によって新たに課税対象所得に含められ、抜け穴が封じられた。第3に、合算税制適用の「基準税率」は20%未満に設定され、それを下回る法人税率を適用している国・地域に立地する外国子会社が獲得する収益は、「非適格所得」に分類され、課税対象となる。

以上の改革の問題点を挙げるとすれば、次の2点になるだろう。第1は、「全世界所得課税」から「領土内所得課税」への移行時に、一回限りの「移行課税」を実施しなかった点であろう。トランプ政権のTax Cuts and Jobs Act of 2017は、制度移行時にこれまでに外国子会社に蓄積された収益に対して実施される、一回限りの課税を含んでいる。具体的には、外国子会社に蓄積された現金収益に対して15.5%、再投資された非現金収益に対して8%の税率で課税されることになっている。

日本はこれを実施しなかったことによって、制度移行以前のすべての外国子会社収益に対しても、遡って課税免除を適用してしまった。これによって日本は、貴重な財源調達を失ってしまったのである。

第2に、トランプ政権は、「領土内所得課税」への移行で多国籍企業の外国子会社からアメリカに戻ってくる配当所得への課税を放棄したことで失われる税収を、別の形で補う必要があった。また、「領土内所得課税」への移行で生じうる、多国籍企業による租税回避行動を防止する必要にも迫られていた。そこでTax Cuts and Jobs Act では、2つの課税措置が組み込まれることになった。

1つめは、「税源浸食および濫用防止税(Base Erosion and Anti-Abuse Tax: BEAT)」である。これは、a) 法人税の調整後課税所得(支払利子など外国子会社等への支払控除を考慮しない課税ベース)の10%に相当する額から、b) 正規の法人税額(法人利潤から外国子会社への支払等の控除やその他の税額控除を差し引いた課税所得に法人税率を掛け合わせた金額)を差し引き、前者が後者を超える場合、その超過額に相当する課税を当該法人に対して行うというものである。

2つ目は、「グローバル無形資産低所得課税所得(Global Intangible Low-taxed Income: GILTI)」への課税である。ただし、GILTIのうち50%は課税所得から控除できるので、GILTIへの実効税率は10.5%となる(法人税率21%×0.5)。ところで、GILTIとは、無形資産からえられるみな

21) 日本の合算税制の特徴と問題点、そして2010年改革の意義と展望については、伴忠彦(2009)、「外国子会社合算税制における合算方式と適用除外基準の再考」『税務大学校論叢』第63号、189-356頁、および、保井久理子(2011)、「外国子会社合算税制における新しい概念について-資産性所得を中心として」『税務大学校論叢』第71号、335-424頁を参照。

22) 「資産性所得」には、配当、利子、キャピタルゲイン、特許使用料、船舶・航空機リースからの所得、が含まれる。

23) アメリカの「サブパートF」の場合、課税対象所得は「みなし配当」、つまり受動的所得(配当、利子、キャピタルゲイン、そして特許使用料)、「特定法人所得(base company income)」(同一グループの企業同士の取引から得られる所得)、そして「956所得」(一般に、外国子会社の株主に対する借入金)を含むので、日本のように新たに受動的所得を取り込む必要はない。つまり、そのまま「サブパートF」を維持・適用し続けることになる。

し純所得を超過して獲得される外国子会社租所得の超過所得(海外無形資産投資額の10%を超える金額として定義)のうち、合衆国株主の所得部分として定義される。ただし、サブパートF所得はここでの所得定義から除外される。

日本では、こうした形で海外子会社収益に課税するというアイデアは、全く議論された形跡がない。

IV 結論

アメリカでこれまで、大きな論争の的となってきた「全世界所得課税」から「領土内所得課税」への移行について、本稿ではそれがもたらす経済効果の観点から、アメリカにおける2004年のタックスホリデーと日本における2009年の「領土内所得課税」への移行を、一種の「政策実験」とみて比較研究を行った。その結果、両者とも制度改革の直後には外国子会社からの配当を大きく増やすことに成功した。しかし、アメリカではその効果が2005年に限定され、持続しなかったのに対し、日本の場合は制度改革直後ほどではないものの、配当還流の水準は改革以前と比べて高くなっており、持続的な効果を持っている可能性もある。この結果には、アメリカの制度改革が一時的なものであったのに対し、日本の制度改革が恒久的なものであったことが影響しているとみられるが、確定的な結論を得るには、より厳密な統計的検証が必要である。

投資と雇用への効果については、両国とも制度改革が積極的な効果をもたらしたという証拠を見出すことはできなかった。したがって「領土内所得課税」への移行を、それが国内経済の改善に寄与

するからという理由で正当化することはできないというのが本稿の結論である。

最後に、単純な「領土内所得課税」への移行は、法人税の国際課税制度に大きなループホールを創り出し、租税回避を活発化させる可能性がある。したがって、「単一課税原則」のもとに、「原則に基づいた配当免除制度」へと移行させる必要がある。そのためには「領土内所得課税」への移行後も、タックスヘイブン対策税制を保持し、機能させる必要がある。日本の場合は、「領土内所得課税」への移行とほぼ同時に外国子会社が受け取る受動所得に課税する仕組みを整えたことで、ループホールを封じた。長谷川・清田(2015)が指摘するように、日本企業による、低課税国を経由した租税回避の兆候がみられないことから判断すれば、2010年の合算税制改革は成功し、有効に機能している可能性がある。

【付記】

本稿の作成にあたっては、草稿段階でミシガン大学法科大学院のヴィ・ヨナ教授より多くの有益なコメントを頂いた。また、本稿作成過程で行った有識者へのインタビューでは、Robert Pozen教授(マサチューセッツ工科大学)、Joseph Kennedy氏(Information Technology & Innovation Foundation)、Chuck Marr氏(Center on Budget and Policy Priority)、Mark KeightleyおよびMolly Sherlock氏(Congressional Research Service)、Bill Gale氏(Brookings Institute)、Eric Toder氏(Urban Institute)、そしてStephan Shay教授(ハーバード大学ビジネススクール)より、米国の法人税改革論争について、多くの有益な教示を受けることが

できた。この場をお借りして謝意を表したい。なお、本研究は2014年全米社会科学評議会 (the Social Science Research Council: SSRC) と国際交流基金日米センター (the Japan Foundation Center for Global Partnership: CGP) による安倍フェローシップ・プログラムの支援を受けた研究活動による成果の一部である。

Taxation to Multinational Corporations and CFC's Earnings

A Japan-US Comparison on the Transitions to Territorial Taxation

Toru Morotomi

Globalization and the rapid increase of international capital movements made the issue of how to tax the income of multinationals very important. Because taxation of multinational corporations (MNCs) has become more difficult than before, governments have attempted to overcome such difficulties through tax reforms, introducing new rules, and correcting tax law defects. However, the problems have worsened. The issue of taxing MNCs is crucially important because it has a decisive impact on the future of corporate tax systems. To investigate this issue, a comparative study between the United States and Japan could be very useful. This paper compares the corporate tax reforms in Japan and the United States on the following two points: (1) revenue-neutral tax reforms with rate reductions and base broadening and (2) shifts from worldwide to territorial taxation.

This paper identified the reasons why Japan succeeded in implementing a revenue-neutral corporate tax reform, whereas the United States stagnated on this point. Regarding the U.S. debate around worldwide or territorial taxation, this paper conducted a comparative analysis from the perspective of the economic effects of a transition to territoriality by regarding both the U.S. 2004 tax holiday and Japan's move to territoriality in 2009 as a type of policy experiment. This comparison made it clear

that both policy changes succeeded in significantly increasing dividend repatriation; however, we found no evidence that they increased domestic investments and employment. Finally, we concluded that a controlled foreign corporation (CFC) rule should play a central role in preventing tax avoidance even after a move to territoriality. On this point, a necessary condition for the successful move to territoriality was that Japan closed the loophole by reforming the CFC rule in 2010, immediately after its move to territoriality in 2009.

Key Words: Corporate Tax Reform; Japan-U.S. Comparison; Worldwide Taxation; Territorial Taxation; Dividend Exemption system; Repatriation; CFC rule

